



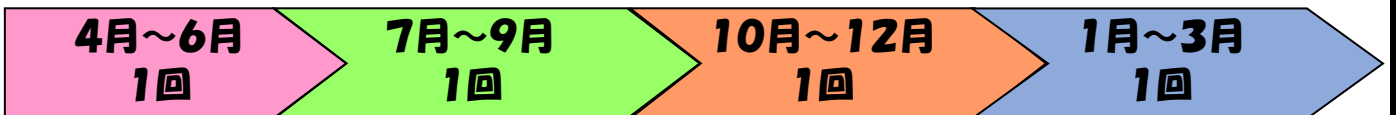
帰省旅費の支給回数等の改正実施！

私たち青年部が長年求めていた帰省旅費の規制緩和が少しではありますが、実現することとなりました。

内容として昨年の春闘の諸要求で勝ち取った帰省旅費の支給回数の緩和について、会社は実施にむけ調査等を行うとしていましたが、2026年3月2日発行の事務連絡「独身者に対する帰省旅費の支給回数等の改正について」でこれまでであった支給回数の四半期制限の撤廃がされるようになりました！

～～～今後は以下の通りになります。～～～

これまで 四半期(三ヶ月ごと)に1回



改正



昨年は利用回数に関する制限の一部緩和を勝ち取ることができましたが、距離や年齢などまだまだ改善したい項目は多くあります。青年部員同士で議論を重ね改善に向け現場からたたかいをつくりだしましょう！！

これからも山積する諸課題の改善に向け闘います！